

新型コロナワクチン接種情報

(12月14日時点)

菊陽町新型コロナワクチン
コールセンター
☎(234)7077  詳しくはこちら

最新の情報は、随時更新します。ホームページをご確認ください。(右上のQRコードから)

無料接種

新型コロナワクチンの特例臨時接種(無料接種)は、令和6年3月末までです。

初回接種(1・2回目接種)

初回接種を希望する人は、電話でのみ予約を受け付けています。接種には「町が発行する接種券」が必要です。接種券を持っていない人は、予約時にお申し出ください。

町ワクチンコールセンター
☎(234)7077
午前9時～午後5時
(土)日(祝)除く

追加接種(3～7回目接種)

ファイザー社ワクチンに加え、新たに、12歳以上の追加接種に「第一三共社ワクチン(ダイチロナ)」を使用します。

◆接種できる人

- 次の全てに当てはまる人
 - 接種するときに生後6カ月以上
 - 初回接種を完了している
 - 前回の接種から3カ月以上経過している

◆1月以降の接種会場

| 接種対象 | 接種会場 | 使用するXBB.1.5対応ワクチン |
|----------|-----------------|-------------------|
| 12歳以上の人 | 河野内科クリニック | ファイザー社(12歳以上用) |
| | 菊陽あきたクリニック | |
| | つくれクリニック | |
| | さかぐち消化器・内科クリニック | 第一三共社 |
| 5～11歳の人 | 竹長小児科内科医院 | ファイザー社(5～11歳用) |
| 6カ月～4歳の人 | よしもと小児科 | ファイザー社(6カ月～4歳用) |

オンライン申請が対象

パスポートの手数料が クレジットカードで支払えます

☎ 町民課 町民係 ☎(232)4914

12月4日から、パスポートのオンライン申請をする人は、クレジットカードで手数料を支払うことができます。

◆手数料のクレジット納付に必要なもの

- クレジットカード
 - ※オンライン審査終了後、マイナポータル納付専用サイトのURLが届きます。クレジットカード情報を入力し、支払いをしてください。詳しくは、町民課パスポート窓口にお問い合わせるか、県ホームページ「パスポートのオンライン申請手続きについて」と「手数料のクレジット納付について」をご覧ください。
 - ※旅券窓口で申請をする人は、クレジット納付はできません。



オンライン申請手続き



パスポくん



手数料のクレジット納付

物価高騰対応重点支援 給付金を支給します

☎ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

◆給付額

1世帯当たり7万円

| | 対象者 | 申込方法 |
|------------|--|--|
| ① 住民税非課税世帯 | 基準日(令和5年12月1日)時点で町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯 | 対象世帯の世帯主に書類を郵送します。返送が必要な書類(確認書、申請書など)が届いた場合は、確認し返送してください。※令和5年1月2日以降に転入した人は、申請が必要ですのでお問い合わせください。 |
| ② 家計急変世帯 | ①の他、予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 | 申請が必要です。申請時期や必要書類など、詳しくは窓口へお問い合わせください。 |

固定資産の届け出は忘れずに!

☎ 税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。土地や家屋を所有する場合など次に当てはまる人は届け出が必要ですので、早めの手続きをお願いします。

家屋を取り壊した場合

住宅や倉庫など家屋の一部または全部を取り壊したときは、法務局または税務課への届け出が必要です。特に令和5年中の取り壊しは、手続きをしないと翌年度も引き続き課税されることありますので、ご注意ください。

登記をせずに 家屋の新増築などをした場合

家屋の登記をせずに新築・増築したり、売買や相続などによる所有者の変更、事業所を居宅として利用したりするなど用途を変更したときは、税

務課への届け出が必要です。

建築確認手続きが不要な10㎡未満の増築も課税対象ですので、届け出が必要です。

償却資産を所有している場合

町内で事業を営む個人や法人がその事業用に使う償却資産(土地、家屋以外の資産)は、固定資産税の課税対象です。1月1日現在で、町内に償却資産を所有する人は、申告書を提出してください。

◆申請期限 1月31日(水)

◆償却資産の例

- アパート経営：駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など
- 農業：ビニールハウス、ロータリー、管理機、保冷庫など
- その他：パソコンなどの電子機器、事業用機材、看板、太陽光発電設備など

産前産後期間の国民健康保険税が免除になります

☎ 税務課 住民税係 ☎(232)4911

1月から、産前産後の国民健康保険被保険者は、国民健康保険税のうち所得割額と均等割額が免除になります。免除を受けるための届け出は原則不要です。

◆免除期間(産前産後期間)

- 赤ちゃんを1人妊娠(単胎妊娠)した場合：出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4カ月間

- 赤ちゃんを2人以上妊娠(多胎妊娠)した場合：出産予定日(または出産日)が属する月の3カ月前から6カ月間
※令和5年11月以降に出産予定または出産した人が対象となります。
※「出産」とは、妊娠85日以上分娩をいいます(早産、死産、流産および人工妊娠中絶の場合を含む)。

【例】単胎妊娠の場合(下記表中の●の月の分が免除になります)

2月以降に出産する人の免除期間は4カ月ですが、1月以前に出産する人は免除期間が異なりますのでご注意ください。

| 出産予定日(または出産日) | 令和5年 | | 令和6年 | | | | 免除期間 |
|---------------|------|-----|------|-----|----|----|------|
| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | |
| 令和5年11月 | 出産 | | ● | | | | 1カ月 |
| 令和5年12月 | | 出産 | ● | ● | | | 2カ月 |
| 令和6年1月 | | | 出産● | ● | ● | | 3カ月 |
| 令和6年2月 | | | ● | 出産● | ● | ● | 4カ月 |